

(翻刻) 京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」

享保十六年

(板倉勝清)
伊予守殿

辛亥正月小

(長田元勝)
越中守殿

(奈佐)
清太夫病氣故

助

(權三郎)
(松崎正意)

仙右衛門
丹右衛門

仮御役中日記

廣瀬六郎兵衛物語
補 昔ハ一切無之元録年中方初而納リ申候、但拵立候事ハ、御代官方ニ而

請負人有之、出来其後御蔵方へ納置可申旨被仰付、只今之御本丸御多
門と御花畑とへ請取納メ置申候、依之拵立之事ハ、御蔵方ニ而ハ一切
不存候、但白米を能々むし立ほしあげ候由、嵯峨ニ而出来之由承申候、
御本丸之内へハ町人足一切不罷成候故、御番衆人足を御番頭方御出シ、
御詰候節つかい申候、其後ふるい直し之節ハ、小揚を入レつかい申候、

御囲米 古来方三千石、

窓 内之御蔵ハ土戸ひらき 外御蔵ハ引土戸、又ハ銅戸、

こし瓦 外御蔵ハ一枚通り、少々ハ二枚通りもアリ、

屋根 四方雨落也、棟瓦ハあふひ御紋、丸瓦ハ常之巴也、但御城内之御

蔵ニハ大間瓦少々アリ、

御本丸御花畑之御蔵へ外方罷越候者有之候節ハ、御殿ノ御縁へ与力衆二人

ツ、詰申候、三輪七之助立合申候、

補 四斗入かます二重ツ、二人、

元日 曉曇、日ノ出方段々晴天、夕方又雲出、雨雪少々フル、

二日

晴天、霞立、

六ツ半時源五同道、のしめ・麻上下、乗物ニ而罷出相勤候所々、

山脇道作 (堀川端 竹や町)

施薬院

市岡但馬守 (正次) 仙洞御所ノ東

本多大和守 (直上) 同断

角倉与一 (玄徳)

知積院 (吸物酒 香奠なし)

清水

木村宗右衛門

西門跡 (住如) 申置候

石原清左衛門 (正利)

伊藤源藏弟子 (兼徳)

奥田宗四郎 右同所

松平石見守 (元武) 相国寺門前

桑山丹後守 (正豊) 上同

中井主水 同断

知恩院 (御香奠銀一兩 吸物御酒)

祇園

養源院 (御香典上ル、 茶斗)

東門跡 (真如) 御香奠なし、雑煎・ 御吸物・御酒、御対 顔被成、のしこんふ 御手づから被下候、

八ツ半時罷帰候、

三日

快晴、霞立、
在宿替事無之、

四日

雨天、

○両町方与力衆へ返礼相勤候、途中方雨つよく降出候故、御門番組(秋山吉右衛門・松波五郎右衛門)御所司組へハ不参罷帰候、

○町奉行衆年始之為御返礼御出二付、再礼として早々罷越候事二候間、同道可参由源五方申来候、定役ハ支配之事二候間、左様二も

被仕来候哉、仮役之儀再礼相勤候事、先格不承候、其上可参筋二

不存候間、参間敷由返事申遣候、源五ハ清太伝受(後)二まかセ再礼二

被参候、

○道寿方へ今日御鉄炮奉行衆同道可参約束候処、雨天ゆへ延引申候、

昨夜方風雨夥シ、甚暖ニ而三月比之(一)ごとく也、終日雨、

五日

○昨日牧野民部殿御出被下候、依之為御礼今朝早々河内守殿御玄閑

迄伺公、民部殿へ之御礼申上置候、仮役之方へ民部殿御出候事、

此度初而也、先例無之、

○今年いまだ清太へ逢不申候故、乍見廻参対面申候、留メ被申候故、

供かへし、七ツ比迄咄申候、此時清太御役中立功之覚書一通兩人

へミセ被申候間、借り罷帰うつし置候、

○御蔵手代拝借金被下候哉之儀、鈴木新蔵へ三人方方連名之聞合状、

今日三井頼遣ス、

○川勝勘右衛門殿方御手紙、(中御門天皇)禁裏・(靈元)法皇御麻疹御快然、御酒湯

被為召候、為御祝儀兩御番頭へ今日中可罷越旨申来ル、即刻返書

遣し、七ツ時過清太方帰りがけにすぐニ御城内仕兩御番頭へ伺

公申上置候、ふくさ小袖・麻上下也、

○清太さかやき願之事、明日越中守殿へ参、口上ニ而申達くれ候様

二清太頼被申候、

六日

雨天、あたゝか也、

○ふくさ小袖・麻上下二而越中守殿江参、瀬戸磐右衛門二逢、清太

さかやき断申候事申達ス、越中守殿御留守ニ而候、此類先格ハ口

上書御差出被成候事之由、磐右衛門申候二付、罷帰仙右衛門二口

上書認させ申候、(清太)即刻又持参、磐右衛門を以差出ス、越中

守殿御請取置候間、追而御返答可被成候由被仰候、尤磐右衛門取

次也、清太方豊内被差越候間、此趣申遣ス、源五へモ序有之申遣ス、

○町奉行所衆方三人方へ手紙、(中御門天皇)禁裏御所・(靈元)法皇御所御麻疹御快然、

御酒湯被為、召候付、為恐悦明日河内守殿江御越可有之候、已上、

此返事仕、尤同役衆へも申遣、明日御礼過、ふくさ小袖・麻

上下二而罷越候筈ニ申談候、

○町奉行衆年始為御返礼御出候二付、再御礼ニ罷越候、例格之由清

太達而被申候由、源五方申来候故、三輪七之(マ)ス方へ聞合候処、七

之助ハ成程再御礼ニ参候由返事也、岡部宗六へ聞合ニ遣候処、急

度御礼ニ参候と申にても無御座候得共、御用之序ながら、即日再

御礼ニ伺公被申候、常之御見廻ニハ即刻為御礼被参候由返事也、

○夜二入清太方手紙、明日恐悦ニ出候事、出礼前二相廻り可然被存

候由申来候、依之此趣源五へも申合候、御門番衆・七之助杯も聞

合候処、御礼過之事と被申候得共、此方ハ御礼前之積ニ申合候、

衣服も常之日とハ違候間、のしめにて恐悦相勤、くるしかるまじ

き旨申合候、

七日

夜半方晴天、寒風、

○六ツ半比、のしめ・麻上下二而源五同道罷出、御所司へ恐悦申置、

夫方兩町奉行衆へ恐悦之届ケニ罷越、御門前方取而返し二当日之

出礼相勤候、筑後守殿ハ一昨夜方病氣之由断ニ而、今日出礼無之、

越中守殿ハ御逢候、河内守殿御逢被成、例之通退出、

○今日兩御番頭・御所附衆出礼無之、町奉行衆其外地役人斗のしめ

町奉行衆
用人以下
皆々のしめ
着用罷在候

にて出礼也、依之兩御番頭へも不参候、其外地役衆へも当日之礼廻し不申、

○源五子息浅右衛門今日年始出礼、(松崎正章)権三郎・源五郎一同二御三ヶ所

へ被罷出候、尤御逢候、最前恐悅申置候節へ、御門前二扣被罷在、

出礼之時同道也、惣而嫡子之分又兵子・主水子ハ元日父と一所二

出礼也、其外兩御鉄砲衆子息など門太郎子も今日出礼也、

○今日御門番組与力衆(秋山吉右衛門、松波五郎、高橋)古来方秋山組斗年礼ニ此方へ参り候、松波組ハ御所

司組与力衆へ被参候衆へ斗返礼ニ参候、地役衆皆々同心・手代迄

も返礼ニ直ニ被参候由ニ候へ共、権三郎儀ハ存寄有之、与力衆へ斗

罷越、同心・手代・坊主衆・町医などへは不参候、名代使者遣し相

済し候、

○今日出礼之序ニ兩町奉行衆此間為御返礼御出被下候、被入御念忝

由、取次迄申置候、

○兩町奉行衆用人共長屋へ返礼ニ罷越候、

○越中守殿江出礼之節被仰候へ、昨日書付被差出候清太さかやき断

之儀、弥勝手次第二被仕可然由被仰候、昨日之書付ニ御附ケ紙被

成御渡し候間、権三郎請取之御心入を以、早速さかやき御免被下、

忝仕合奉存候旨、御挨拶申上候、則御礼帰り、清太へ立寄御附紙

共ニ此書付渡ス、

右さかやき断相済候訳、尤御附紙文言等之事、伊平太へ申渡し聞

セ、留帳ニ記置候様ニ申付候、

○仙右衛門二明八日方車引仕候哉と尋候へハ、此度小堀仁右一番之

順ニ而候処、御米いまだ鳥羽へ着不申由ニ御座候付、いづれにて

も御米着之方、明日方引候様ニ申付遣候、いまだ相知不申候、明

朝相知レ候筈之由、仙右衛門申、

○紙墨筆出し入之覚帳こしらへ候哉と尋候へハ、未とぢ不申候由申

候間、早々とぢ、当正月方之分付置、月々ざつとゞ仕、次之月番

へ送り渡し候様ニ申付候、去冬方之分ヲ記置可申候哉と申候間、

去冬分ハ無用ニ仕、相改当正月方之事ニ可仕旨申渡ス、

御附紙
文言
さかやき
勝手次第
可被致候

○冊中惣勘定帳今日迄ニ出来候由、仙右衛門申、
○小揚札請取渡し定書、只今迄之文言ニ書次仕、今度相改候わけを
書入、ミセ候様ニ恒右衛門・仙右衛門ニ申付候、

八日

晴天、余寒強、
手前二而寄合仕、清太于今病氣故、源五一人被参候、相談仕候趣、

一、窪嶋作右作州米手本米(長敷)西置扱すり二箱共ニ今日源五持参、

ひらき被申候、米二色共ニ殊之外あしく候ニ付、明日清太

へ相談、見可申候由相定メ、源五下封、権三郎上封仕、権

三郎方ニ預り置申候、

一、小揚札請取渡し、向後いろは付を以古札と引合、相渡し

可申筈ニ成候ニ付、此趣定書相認、手代御役所ニ被張候積

二仕、文言今日相極メ候、

一、初見分・水揚場見分、今日可仕候、

一、旧冬源五被申渡候紙筆出し入帳、当正月方書記候様ニ手

代江申付候、

○今日方石原清左泉州米車引仕候由、丹右衛門申聞候、

○拝借請取証文案紙、今日丹右衛門筑後守殿江持参差出し候処、追

而御返答可被成候由ニ而、用人請取置候由、但此一件定役衆斗之

懸り故、此方ニ而手を付不申候、

九日

晴天、余寒甚、

○ふくさ小袖・麻上下二而、通りかけ御蔵へ立寄見廻り申候、昨日

車引仕候清左泉州米、今日内拵仕候、

○長遠寺へ参詣仕ル、

○清太へ見廻逢申候、小揚札定書追加文言清太へ見せ相談、弥此通

可然由被申候故、則仙右衛門ニ渡し清書仕候、御役所ニ張之、小

揚頭・惣小揚へも申渡し、読聞せ候様ニ申付候、

以廻状申入候、去三日之奉書到来、公方様・大納言様益

出本
千本

御機嫌能被成御座、元日・二日・三日御一門方・諸大名・諸
簾本之諸司、年始之御礼御作法等万端首尾好相濟、御機嫌不
斜候由被仰下、誠以目出度御儀不過之候、右之段為可申入如
是御座候、御番衆中へも可被御申達候、以上、

正月八日

板倉伊与守
小堀備中守
(政考)

右之通申来候、御同前恐悦成御儀奉存候、御順達留り之御二方
御返し可成候、以上、

正月八日

川勝勘右衛門

石野・竹村・田沢・武嶋・鈴木・窪・松平甚次郎・小林三郎左衛門・
宮平二郎左衛門・広戸十郎・飯室三郎兵衛・岡部宗六郎・
町村・戸田・松崎、

○夕方源五同道清太へ参、伊平太申付昨日ひらき申候作州手本米二
箱持参、見せ相談申候、戌年米ハ上中迄納候筈、西置糶米ハ、上
斗ハ堪忍仕納可申哉二候へ共、兎角越中守殿御月番二候間、一通
り御目ニかけ御差図を請可然旨相談極り申候、尤作右書状も相そ
へ、二、三日中権三郎持参伺候筈、

○月番懸り用之事、源五被申候へ共、是迄無之□□間、次々之月番
へ送り申候筈ニ、前々之通仕候筈ニ相談極ル、依之右手本米并作
右書状共ニ権三郎方へ請取罷帰候、

十日

晴天、余寒強、

○朝六ツ半時罷出、のしめ・麻上下ニ而養源院(海野源五郎)江源五同道拝礼、夫
方所々年礼相勤申候、

鈴木小右衛門殿旅宿
鈴木又兵衛殿同
上林又兵衛殿同
多羅尾治左衛門殿同

○禁裏御修法之護魔、七日方十三日迄有之、其内ハ毎日諸人ヲ入レ
拝見為仕候由ニ付、九ツ時源五同道罷越、拝見仕候、

安井門跡・
三宝院など
年番にて一人
ツ、修法ニ主
たりと承之

御神樂ハ
極月廿三日方
七日ノ間也

節會ハ
正月七日・
十四日・十六
日也とぞ

桑山丹州組同心之小頭世話仕候、東ノ方日ノ御門方入り、紫宸殿
へ上り拝見仕候、のしめ・麻上下、供ハ侍斗、刀ハ侍ニ為持置候、
御庭白川砂石、御殿南向、右ノ方ニはなれて内侍所ノ御社アリ、
紫宸殿ヨリ十八間長廊下かゝりたり、階・御縁・御柱・御やね
等、惣而らんかん・ミす等迄も源氏ノ絵ニ替ル事なし、紫宸殿
天井なし、畳なし、板敷也、白木ノ焼台多し、あぶら火也、賢聖
ノ障子白はりニ絵像アリ、上ニ銘々名性ヲ大筆ニ書記アリ、近衛
殿筆之由、四面ニ七仏十二神将ノ大かけ物、左右ニ大ぞうかい・
こんがうかいのまんたらかゝる、美麗莊嚴言語不可及、四方ニ御
簾かゝる、へりハ青地ノ布ニ木瓜ヲ墨ニ而すりたり、外御縁廻り
紫ノ御幕、白紋だき牡丹也、公家衆ハ不見、出家も休息之間ニ而
見へ不申候、参詣ノ男女多し、長上下・麻上下之者世話仕候体也、
日ノ御座ニハ翠簾かゝり、内ニ御屏風立テ見たり、六畳敷程二見
ゆ、ミすの上ニ大よこ物ノかけ物のごとく物かけらる、竹生嶋
の景ノごとく、海中ニ嶋山ある絵(極彩色)、其嶋ニ青龍わだ
かまれる所を書り、まんだら・五大尊・七仏等ニかくれてげんぜ
うの障子ノ絵ミへかぬる也、ごまだんニツアリ、日ノ御座の御畳
ノへり紅也、出家衆ハ板敷ニがまの円座いくつも有テ、是ニ着座
と見へたり、
紫宸殿南ノ階ノ下ニ、右ニ橘、左ニ桜アリ、桜ハ大木也、其外清涼
殿ノ御庭ニハ木少々見へたり、清涼殿ハ紫宸殿ノつゞき、西ノ方也、
猶其西ニ御塀アリ、殿上人出入ス、奏聞口と云、比辺へハ人をよせ
ず、清涼殿の御多んのとミに若僧ノ鑄子ニ座したる絵、さいしき
に書たり、此外ほり物もなし、白木角柱ニ而ざつと見ゆる御屋根ハ
ひはだ、軒口三尺斗ニ見ゆ、惣而源氏ノ絵に替事なし、陣ノ座ハ下
馬ノこしかけノごとく土間ニ板敷見ゆる、清涼殿ノ前也、

十一日

大雪終日、

○御歳開 奉行并立合衆共ニふくさ小袖・麻上下、手代同断、

五百十石之内 刎廿一俵 五斗入
〇卅二番 四百九拾九石五斗納 石原清左衛門(正利)

出役源五郎(海野) 泉州(大島郡)

〇作州西置粗米・手本米箱共二作右書状相添、越中守殿へ持参仕申

上候趣、(奉佐清太)此間清太と相談之趣存寄出来、少々相答へ伺申候、尤左五兵・六郎兵衛・源五へ相談也、

作州窪嶋作右衛門御代官所去々西置粗、此度摺立当所御蔵詰

被仰付候由二而、手本米被差出候処、米性不宜相見へ、諸渡

方二成兼可申奉存候、御弘二仕候而も格別下直二可有御座候

間奉伺候、

右之趣口上書二したゝめ持参仕、兵右衛門を以差出候処、御返答

手本米御覽、成程米性至極あしく相見へ候、但納置可申候哉否哉

之義、御差込成がたく候間、同役相談之上、先格を以可取計之由

被仰聞候、将又立合衆へも見せ、御所司之御耳へも入置可申事二

候由、兵右衛門を以被仰聞候、

十二日 晴天、

〇六番 四百七十之内 刎五俵 五斗入 鈴木小右衛門(正興)

出役源五郎(海野) 助権三郎(松崎) 摂州西成

〇御役仕廻方清太へ罷越対面、源五も同道申候、昨日越中守殿へ伺

候趣、存寄之次第物語仕、将又越中殿御挨拶しかく、と無之候二

付、とかく難相納候故、作右納手代御蔵へ呼寄、とかく江戸御勘

定所御添状取、御差越無之候而ハ納候事成かたく候旨、六郎兵衛・

伊平太内談仕、見申候様ニ申付候処、御米御用ニ付、大坂備前嶋

へ罷越、四五日中二ハ当地へ帰間敷由ニ候故、書中を以右之趣今

日中申遣候様ニと兩人江申付候段、物語申候処、清太も至極尤之

由被申候、

越中守殿勘定方 今日仙右衛門へ 申伝へ、御弘米

代銀共近日段々 皆納為仕候管ニ 候間、最早さい

〇米会所方八十一貫目余来ル、十八日二可納由書付出ス、

〇小堀仁右丹波(船井)二郡之手本米ひらく、上斗用ル積り、

〇右同人 河州高安 二郡之手本米ひらく、

十三日 終日大雪、折々日出ル、夕方晴天、

〇七番 三百二十石之内、刎十五俵五斗入 小堀仁右衛門(惟貞)

〇同 三百式石五斗納 河州若江

〇同 三百石之内 刎拾式俵 五斗入 鈴木小右衛門(正興)

〇同 三百九十三石五斗納 河州(志紀)

〇卅二番 式百貳拾四石五斗納 石原清左衛門(正利)

〇今日大雪終日ふり候二付、諸方内拵出来不申、漸小堀式百三十石

斗出来候得共、明日之納差延申度由、手代納宿百姓共二願申候間、

願之通明日之納相延へ申候、依之明日ハ御蔵惣休ニ成ル、延触レ

暮前申遣ス、

十五日・十六日例年御蔵休日也、十七日ハ奉行不残南禅寺社参也、

依之納払無之、内拵斗為仕候、

右之通二而十八日迄ハ御蔵無之、

十四日 曇、折々日出、

〇窪嶋作右納手代、一昨日之書状二而、早々罷登候由二而、御用部

やへ来り、六郎兵衛・伊平太対談仕候処、昨日返書之通手代了簡

ニ及がたく、百姓共成ノ新米ニ引替させ納候事もたやすからず存

候間、とかく江戸表作右方へ早々飛札を以申遣、御勘定所御添状

取之、被差越候様ニ可申遣旨申候、依之此方方も書状并手本米上

中下共二紙袋二入わけ、月番権三郎封印を以差添、納手代茂左衛

門へ相渡遣候積ニ仕候、書状文言之大意、

先頃ハ貴札拜見、御支配所作州成御年貢米一箱并去西置粗摺

立手本米一箱被遣之、請取申候、右西置粗米水入二付、年を

越摺立、弥以米性不宜候由被仰聞、則一覽仕候処、不宜様ニ

相見へ、諸渡方ニ成かね可申奉存候、御払ニ仕候而も格別下直ニ可有之奉存候付旁以私共了簡ニ及かたく、長田越中守殿(元離)へ右手本米を以相伺候処、成程米ハ不宜思召候、乍去御差図ハ難被成候由ニ御座候、右之通諸渡方ニ難罷成御米之儀ニ御座候間、御了簡之上、其御地御勘定御奉行所方御下知も御座候様ニ可相納候、則此趣手代中へも申達候、則置扱手本米取(カ)わけ、紙袋ニ入封印仕、御見合之為進候、御請取可被成候、已上、

正月十四日

窪嶋作右衛門様

(正巻)松崎 大印

(海野)海野 同

(清太)奈佐 同

○右ニ付、九ツ時比ちよと御蔵へ罷出、手本米取出し取わけ袋江入、袋ノ口へ上中下銘々ニ大印仕、書状と一緒ニ納手代江渡ス、

○八ツ時、六郎兵衛・伊平太罷越逢申候処、御蔵手代拝借金被下候例、江戸高井蔵人江両人方方聞合ニ遣候処、返書只今参候由ニ而見せ申候、手代并御蔵番・小揚迄不残被下候由也、但御給金之分去冬御張紙直段之積を以如左、

(金十兩) 手代 拝借金三兩ツ、
(三人扶持)

(米十俵) 御蔵番 同 一兩ツ、
(一人半扶持)

(金三兩) 小揚 同 一兩ツ、
(一人半扶持)

右ニ付、明日御礼之序ニ此例書相認、町奉行衆へ差出可然存知候故、即刻源五へ罷越、最初方御懸り之事ニ候間、早々御了簡御書付等被差出可然旨申達候へハ、とかく月番之方ニ而世話仕くれ候様ニと達而被申候、依之早々罷帰、覚書案文したゝめさせ、仙右衛門ニ為持、清太并源五方へ遣候処、源五ハ弥此通したゝめさせくれ候様ニと被申越候、清太ハ書付ハ此通ニ而も能候へ共、明日

出札之序ニ書付出し候事、是迄例無之事也、其上先達而御所司方江戸へ御聞合ニ被遣候由承候間、此趣ニまかせ候方可然候、其内ニハ鈴木新蔵方方□返事相知可申候、いづれにもいそがぬ事ニ候、夫共ニ心次第ニ可仕由返事也、依之暮方又々清太・源五両人江右之書付案文為持差遣、連状遣候趣大意、

手代・小揚拝借金一件、最前方私へハ曾而被仰渡も無之、源五郎殿御懸り之事ニ候へハ、只今半途方私引取、世話仕候事難仕候、最初方御同役惣懸り之事ハ、月番之者順々ニ世話可仕事ニ候、是ハ別格之事ニ候、其上町奉行衆も最前方今以筑後守殿御懸り之由、才木喜六物語ニ候間、此方も源五郎殿御懸り可然奉存候、此一通り為可得御意、先刻ちよと源五郎殿へ参申談候へ共、とかく私へ御頼ニ付、一通りハ書付下書したゝめさせ、懸御目申候得共、とかく其元ニ而清書被仰付可然候故、右下書又々為持進候、夫共ニ書候分ハ、手代共ニ可被仰付候へハ、私方月番手代江可申付候、

一、明日出札之序、書付出し候事、先例無之事之由、清大夫殿被仰聞御尤奉存候、願書と申筋ニ而ハ無之、例書之事ニ候へハ、江戸表ニ而年始 御目見之席ニも差出し候事ニ候へ共、当所ニ而先例無之事ニ候へハ、先々明日ハ御無用可然奉存候、必竟いそがぬ事ニ思召候由、其段ハ各様御心次第ニ御座候、何角と聞合、待合候内おくれニ成候へハ氣ノ毒ニ存候故、拙者了簡、一通りハ先刻早々申進候、此上之事ハ御二人様思召次第ニ御座候、御両所様御熟談之上之事ニ可被成候、

一、請取証文各様と、支配之者と一紙ニ候へハ、私加印ハ仕かたく候、若又別紙ニ成候へハ、支配之者之方へハ私義も加印可仕筋ニ奉存候、

右之趣共、以参可得御意候得共、明朝出札之支度、髪さかやき、入湯も仕度、御番頭方も留守ニ而御金請取候始末書付差出し候様ニ申来り、且又御役交代之先格書付出し候様ニ急ニ

申来り、旁以取込罷在候、其上清大夫殿御病中二候へハ、度々御対談も如何敷相扣、以手紙申上候、今夜中御順廻、明日御返し可被下候、以上、

正月十四日 権三郎

清大夫様
源五郎様

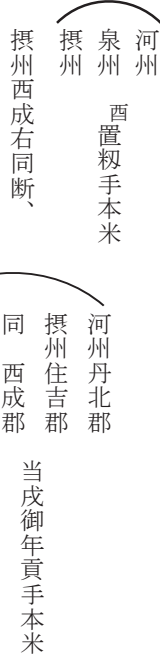
十五日 晴天、昼時方曇、

○のしめ・麻上下出礼例之通、(本多忠英)筑後守殿御快、今日方御対礼、
○(小堀政等)両御番頭へも御礼二廻ル、但備中守殿御痲病二而、今日ハ御出礼無之、

鷹か峯へ行道通り、今宮并急んま堂、上品蓮台寺へ行、

○御礼過方鷹か峯へ(海野源五郎)源五同道、年礼二罷越候、(藤林カ)道寿并玄角在宿二而夕飯出ル、
○鷹か峯方帰りかけ源五同道、(奈佐清太)清太へ罷越逢申候、支配之者拝借金之事相談仕候、明昼源五同道、筑後守殿へ書付持参、小揚頭増拝借之事願見申候筈二申合候、

○久下藤(式秀)十手代手本米品々持参差出ス、



十六日 朝晴天、昼過方曇、夕方雨フル、

○岡部宗六へ見廻逢申候、四月御役代り合、出立之日限之訳、先格勘右衛門殿へ差出候二付、先格覚書見せ相談申候へハ、成程宗六

も此通覚申候由被申候間、則其書付勘右衛門殿へ持参差出し申候、
○(海野源五郎)源五同道、(本多忠英)筑後守殿手代小揚拝借之儀二付、江戸浅草之例書并口上書、三人之名二而相認差出し候、筑後守殿へ御逢、猶又委細御聞届之上、当所手代小揚之人數御給金高并去冬御張紙直段二而、何十俵二当り申候と申訳、且又拝借金之高覚書二付、手代二為持可差出旨被仰候、依之罷帰、早々右覚書同役衆二人江相談之上相認させ、仙右衛門二為持、勘定方与力迄差遣候、才木喜六請取候由仙右衛門申候、

○右筑後守殿御逢被成候序ニ、私御役家屋根・壁共ニ去春御修復宜候二付、最早私御役中ハ御願申上間敷候、就夫勝手住居之所々小破之分ハ、手前二而繕来り候得共、当分入用ニ無之、奥向之場所數年来段々大破二及、畳等朽損し、紛失二も及、板敷も大破仕候間、此分二而ハ未々ニ至候ハ、戸障子等も數不相知候様二可罷成候間、只今之内御序次第中井主水(正豊)江見分被仰付、疊板敷・天井・戸障子等之數相改、張紙仕置候様ニ被仰付、可然奉存候、末々之儀無覺束奉存、念之為申上置候由、口上二而御物語仕候、筑後守殿尤至極思召候、月番之事二候間、(長田元徳)越中守殿江申上可然候、主水見分之事者、御所司へ御伺無之候而ハ被成かたく候条、御参府二付二月末三月上旬迄之内御発足候間、旁以越中守殿江申上可然由被仰候、咄ハ成程御聞置被成候由被仰候、

十七日 晴天、昼時前後雪少フル、北西風吹雲晴ル、

○朝五ツ時、のしめ・麻上下二而源五同道、(海野源五郎)南禅寺御宮へ参詣、但松原左之内方ノ茶店ニ而長上下着用、尤御初穂銀一両献上之仕候、拝礼済而内廻りを別当金地院へ立寄、年礼申置候、夫方又候元ノ茶店へ寄、上下・のしめぬぎかへ、黒谷・真如堂・吉田等へ源五同道、八ツ時前帰宅、

○御合力米・金請取帳、河村浜四方来り、請印仕、逸源五郎殿へ手紙へ返進申候、

○御目付源十郎殿御扶持方請取被申度由書付来ル、
五石八斗五升 但日数十五日分、
三十九人扶持一倍之積、
右明後十九日請取申度候、

十八日 快晴、霞立、夕方少曇、

六番 納木百四拾七俵 外列五俵
八番 納木百貳拾七俵 外列六俵
右出役源五郎 (海野)
石原清左衛門 (正利)
泉州 泉南大鳥郡
小堀仁右衛門 (惟貞)
河内守殿被仰渡候旨被仰開
鈴木小右衛門 (正興)
河州 若江郡
志紀 古市郡

○卅三番 納木百拾九俵 外列十二俵
右出役権三郎 (松崎)

○御城内ニ而馬子米俵落かゝり、足を打折絶入仕候二付、出役源五郎早速両御番頭へ御届ケ申上、戸板にのセ御門外へ出し、三右衛門引請、宿へ送り返し候、但御門前故、備中守殿方御家来大勢出、医師御差出し、内薬・膏薬御用さセ被下候、御門出し候御切手ハ御月番故伊与守殿方御世話也、両御判ニ而手間取り、八ツ前々七ツ半前迄懸り、御切手相すミ候、其内御詰米ハ相濟候故、御番頭へ御断申、奉行并手代小揚人足等不残引取罷帰候、病人江ハ小揚頭金右衛門一人附置候、惣而馬子ハ御代官衆之提札を以出入仕候事故、御藏方差構無之候へ共、御城内之儀与申、殊ニ御代官之方手代も出居不申候事故、御藏奉行世話仕候而、右之通二両御番頭へ御切手御礼之義、今晚暮ニ及候故伺公不仕候、明朝御礼ニハ参上可申旨、伊与守殿御用人庄大夫江申置候、
○御払米両度之代銀八十一貫目余、今日米会所方相納候、即日三井三郎助へ渡し、例之通御勘定奉行衆・御金奉行へ添証文・書状等三井へ渡ス、いつもの通先達而之町奉行衆御添状二通、月番権三郎持参、越中守殿へ返進申候、与力ハ山上藤右衛門取次也、
○右之序ニ権三郎御役家主水へ見分被仰付、板敷・天井・畳・戸障

子之數相改、張紙書付仕置候様ニ被仰付可被下旨、口上を以申達候処、心付之段尤至極ニ思召候間、近日主水見分ニ可被遣候由、藤右衛門を以被仰聞候、

○両町奉行衆方三人方へ連状ニ而、一人夕方筑後守殿へ参候様ニ申来候間、御役所方御役裝束之儘八ツ時過権三郎罷越候処、筑後守殿御逢被成、此間例書を以伺申候手代・小揚等拝借金之儀、弥江戸御藏方之通不残へ拝借被仰付候旨、河内守殿被仰渡候旨被仰開候、依之早速御藏へ罷帰、清太方へハ伊平太を使二仕申遣候、源五御詰米仕廻被申、麻上下ニ而兩人筑後守殿へ参、御礼申上候序ニ用人江逢、御所司へも御礼ニ可参候哉と伺申候、夫ニハ及不申候由、用人を以被仰聞候、夫方兩人越中守殿へ参、御礼申置候、
○鈴木新藏方此間之返書来ル、六日切之便也、手代小揚拝借被下候書付来ル、

○暮方権三郎宅ニ而手代八人・小揚頭三人呼寄、麻上下何茂着用呼出し、拝借金被下候趣申渡候、但小揚頭・平小揚共と金高同様ニ候処、氣之毒ニ存、色々相談仕、筑後守殿へも申上、見分申候得共、江戸之例与申、殊ニ今度ハ格式ニ御構なく、御切米之高を以被下候事故、御給金五両去冬御張紙直段を以米ニ直し、十九俵余ニ而二十俵ニハ定り不申候故、金高増候事不相叶、無是非小揚共と同高二罷成候段、力ニ不及候旨、小揚頭へ申渡ス、

十九日 昨夜方大雨、夕方堀川ニ虹立、雨晴ル、

○雨天故納方一式延引、
○御目付諏訪源十郎殿御扶持米今日請取被申度由、一昨日申来候、幸内取次間違ニ而、手代共存不申候由申候、依之急ニ相渡候管ニ仕候、惣而御目付扶持ハ雨天にて相渡来候由故也、しかる所、源十郎殿方権三郎方へ断手紙来ル、雨天ニ候間、相延申度由也、依之差止申候、夕方雨晴候二付、又手紙明廿日請取度由申来ル、弥明日相渡し可申由返事仕候、

○御城内昨日馬子切手の御礼、源五一人(海野源五郎)兩御番頭(板倉勝清)へ被參候、

○夕方源五同道、清太(余佐清太)へ罷越逢申候、手代共先年破損料欠所金拜借

式秀
久下藤十手代、先達而之置頼手本米御返し可被下候、新米二ふり替可相納答ニ相談御座候由申候間、役所へ被差出候手本かろくしく返進難成候間、箱・袋共二ひらき不申、其儘ニ而置可申旨返答仕遣し候、

仕、罷在今三年ニ而、上納相濟候、今度之御書付ニ、前々拜借有之候者ハ、先前之拜借年々皆濟、返納相濟候上にて、此度之拜借返納可仕由ニ候へ共、此闕所金ハ松平伊賀守殿兩町奉行衆御心入を以、御内意ニ而御かし置被下候物ニ而候へ者、江戸へハ相知不申候物ニ而候間、如何可仕哉之由、比間清太方筑後守殿へ御内意被相伺候由、今日其御返事来り候由にて見せられ候、先々今度之拜借十ヶ年ニ上納仕、濟候上ニ而、右先年拜借之闕所金相殘ル三年分をば上納仕候様ニ可罷成事ニ候間、氣遣申間敷由御紙面也、とかく筑後守殿へ御まかセ置、可然旨相談すむ、将又 御天守下御蔵之壁大破、御修復願相談相濟、書付之案文相定メ候、明日権三郎兩御番頭へ持參仕候答也、但書付ハ御月番伊与守頭殿へ斗差上、備中守殿へハ口上ニ而一通り申上候答也、勿論御城内之事故、御奉行衆へハ御断ニ及不申候答也、

○鈴木新蔵へ此間之返事、三名ニ而今日遣ス、態と急便を以書付被差登給り候礼申遣ス、

廿日

晴天、霞立、夕方曇、夜五ツ時(牧野英成)河内守殿出火、

○諏訪源十郎殿御扶持五石八斗五升、(頼直)但日數十五日分、三十九人扶持、三十二番御藏、去暮公家衆返納米を以渡ス、城州米ニ而五斗八合五夕ニ廻ル、出役助権三郎、

○八番 六百四十八俵納、五斗入、(海野)外二刎六俵、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守殿江持參差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

伏見組方 六郎兵衛・伊平太方迄手紙公用ニ而組中廿三日ニ罷出候間、廿四日か廿五日之内天氣次第第二御扶持請取申度由也、依之廿四日ニ可渡旨返事為仕候、

○右之序ニ、備中守殿ニ而ハ、此間馬子怪我之節御医師かけられ、伊与守殿へ差上申候、一通り斗を口上ニ而御届ケ申上候、

○右之序ニ、伊与守殿ニ而ハ御扶持方手形御裏印願源五左衛門へ相頼、差置罷帰候、明日・明後日之内參上、請取可申候間、御序次第御裏印相濟候ハ、各様御預り置被下候様ニ申談置候、

○油屋善兵衛来り、郡分ケニ而百性難儀仕候間、一国切りニ打込ニ仕度由申候、左様ニハ成かたき事ニ候へ共、先々了簡見可申由申遣ス、

○川勝勘右衛門方急ニ呼ニ来り罷越候、拜借金請取証文一組中四相組共ニ一帳ニ罷成、名之下ニ印形仕罷帰候、

○支配之者御給金取候者拜借被下候ニ付、最前源五被差出置候証文案紙にてハ濟申間敷候ニ付、支配之分一同ニ一紙ニ書、三人名に仕り、定役二人ハ別紙之積ニ案紙手代ニ書セ、定役衆へミセニ遣し候、清太ハ尤之由申来候、明日源五へミセ、同心ニ候ハ、手代共ニ為持、勘定方迄遣し、案紙引かへ候積り也、

○夜五ツ時、河内守殿御台所出火、即刻権三郎・源五郎御見廻申、即刻鎮り候ニ付罷帰候、

廿一日 曇、

○九番 千三百六拾三俵納、(式秀)久下藤十郎、

○十番 外二刎三十俵、(式秀)久下藤十郎、

○十一俵 同十一俵、(式秀)久下藤十郎、

○十二俵 同十二俵、(式秀)久下藤十郎、

○十三俵 同十三俵、(式秀)久下藤十郎、

○十四俵 同十四俵、(式秀)久下藤十郎、

○十五俵 同十五俵、(式秀)久下藤十郎、

○十六俵 同十六俵、(式秀)久下藤十郎、

○十七俵 同十七俵、(式秀)久下藤十郎、

○十八俵 同十八俵、(式秀)久下藤十郎、

○十九俵 同十九俵、(式秀)久下藤十郎、

○二十俵 同二十俵、(式秀)久下藤十郎、

同 百六十俵納
右出役源五郎(海野)
鈴木小右衛門(正興)
河州高安

石原清左衛門(正利)
泉州(日根)
大鳥

○卅番 六百三拾二俵納
外二列廿八俵

右出役権三郎(松崎正忠)

○八ツ時過、御番頭へ罷越、助右衛門二逢、御扶持手形御裏判相濟、請取之御証文蔵へ仙右衛門二申付入置、

○二月中御勘定二手代正蔵・多助差下ス二付、御勘定方組頭衆迄案内之書状差下ス、但御殿之組頭二人へハ別通也、木村四郎兵衛旧冬病死二付加兵衛一人、
其外へハ連名、此状庄安へ渡ス、

御目付諏訪(頼忠)
源十今日
御城入、

○拝借金証文定役二人と支配之者と別通二仕、支配之方を者三名二仕、昨日定役衆へ相談仕置候通、今日案紙六郎兵衛二為持、(本多忠亮)筑後守殿勘定方迄遣ス、喜六儀右衛門請取置可相伺由挨拶仕候由、
六郎兵衛申候、

○弥市・伝五方手紙、明廿二日五ツ時、御天守下御米蔵壁破損之見分仕候様ニ御番頭被仰渡候而見分仕候間、私共成共手代成共立合候様ニ申来ル、心得候由返書遣候、

廿二日 晴天雲有、昼過方北風吹、

○月番手代仙右衛門召連、御蔵番一郎兵衛二鍵為持、五ツ打早速御蔵破損見分立合之為、山下弥一郎小屋迄罷越候、伝五郎・弥一郎下役二人同道、棟梁二人召連、御天守下御蔵一棟二戸前内外共ニ見分相濟、夫方(小編改字、板倉勝清)両御番頭へすぐに參、御届御礼申置候、尤御蔵場装束之儘也、

○式百八十式石内四俵列
十番(海野)

右出役源五郎

久下藤十郎(式秀)
河州丹北郡

○百式十石 同人
摂州住吉郡

右同人
此廻し俵無札、又一俵米見之落印二付、百式十石共ニ納不申、百姓へ返ス、

○右納手代一木嘉六願候ハ、百廿石不殘相改拵直し候儀、百姓難儀仕候間、此一郡十村程御座候内、右無札之俵ハ

摂州住吉郡 北田辺村 無札
同国同村 中喜連村 米見落印

右二村之俵斗拵直し候様ニ仕度由願申候、依之月番権三郎申渡候ハ、二村斗拵なをし候共、不殘拵なをし候とも、其儀御蔵方方差図難成候、外之村々ハ氣遣無之候ハ、ともかくも心次第兎角相改候上、納手代請負出し候へハ、それを証拠ニ此方ハ納申候間、いづれにも此上にて不念無之様ニ吟味相改出しなをし申候へと申渡候、

○右二付、向後念入被申候様ニ藤十(長田元隆)へ三人方方状遣し可申哉と申候へハ、六郎兵衛ハ不可然と申候、源五方方二名を以清太(宗清太夫)へ相談ニ手紙こし被下候へハ、成程書状差越、重而念入被申候様ニ申遣、可然由返事也、贈書も源五方方被差越候間、此清太返事も源五方へ返ス、明日弥三名ニ而藤十へ状可遣申合候、

○廿四日御法事之事、不定二候付、丹右衛門米会所御払米代銀さいそくの書付、山上殿(長田元隆)越中守殿勘定方へ持參仕候序ニ聞合候処、与力衆ハ不存候由申候、用人吉田兵右衛門へ聞合候処、御法事表立候事ニ而無之候、御回月故御所司(殺野英成)・両町奉行衆明後廿四日ニ知恩院へ御參詣候也と返答仕候由、丹右衛門罷帰申聞候、依之衣服并御香奠之儀も不相知候、

○大坂御金奉行へ、当春手代・小揚御給金請取手形、例之通にて能候哉と聞合ニ、下書二通権三郎一名を以状そへ遣ス、

廿三日 薄曇、

○廿九番 九百貳拾俵納

外二列百六十俵

窪島作右衛門(長敷)

作州 五郡分打込

三斗三升入之内、廻し切レ六合

右出役源五郎(海野)

久下藤十郎(式秀)

摂州八郡

○廿一番 九拾一俵納 五斗入

外列九俵

同人

貳百四拾俵納 同断

同国住吉郡

列なし

右出役権三郎、すぐ二月次御扶持江極渡し、

但不足二付、廿一番御蔵方鈴木小右衛門河州交野郡先達而納(正興)

有之米を五十六俵出し、右二口へ足シ候而相渡ス、廻シハ右

二口へ附ケ廻シニ仕候、

○定御扶持方 百九拾八石三斗七升五合 手形数廿六通、

内牢舎人三石

牢賄共二

右出役権三郎、右之納二口ヲ枡渡し、但し廻シハ新規ニ鬮ヲ入

させ立申候、五斗一升三合五夕二廻ル、廿一番御蔵方五十六

俵出し足し申候、附廻し也、

○去戌年分牢扶持、今日一紙手形来り、不足米四石余旧冬のけ置候

成ノ古米を以、八俵とはし石渡ス、月々手形十一枚引替返し一紙

手形請取置申候、是ハ去暮之勘定ニ相立テ仕廻申候間、旧冬渡り

濟候積リニ相立候、米も古米大積り仕、のこし置候而今日渡ス、

但廻シハ今日新規ニ立テ申候、五斗七合ニ廻り申候、月番権三郎

渡ス、

是ハ旧冬押詰迄牢舎人増減之差引勘定相済不申候由二而、一

紙手形出しかね候故、右之通也、

○久下藤十納手代一木嘉六呼出し、昨日之無札落印藤十方へ通達仕、

心得之為ニ仕セ、向後念入被申候様ニ可仕旨、源五・権三郎申渡ス、

昨日ハ状遣し可申旨申合候得共、余り急度きびしく聞へ候故、

納手代方方告遣候様ニ右之通申渡候、

○三輪七之スハ(マモ助)廿四日御法事之由被申候へ共、昨日越中守殿用

人吉田兵右衛門挨拶之上ハ、御蔵方御香奠無用に仕、のしめ・麻

上下ニ而源五同道、知恩院へ拜礼ニ出候積リニ申合候、但御法事

ハ御座候へ共、表立候事ニ而無之と見へ、兵右衛門も右之通申聞、

町奉行衆方御触も無之候間、存不申候分ニ相立テ、暮之御廻月之

格ニ仕候、併正月中之事と申、殊ニ貳百年忌之御事ニ候故、のし

め着用、同役一同ニ参詣仕可然旨申合候、依之明日ハ早朝ニ伏見

組御扶持相渡し仕廻、納米ハ相延へ申候、四ツ時過参詣可仕申合

候、

○斗枡之とりき五本、五升枡之とりき二本、枡屋方へ詔調之積ニ申

付候、

○例之通御扶持取人居残り、来月御借米之順鬮取らせ申候、順書三

人方へ銘々書付させ取申候、

廿四日

曇、微暖、

○朝五ツ時分御蔵へ出ル、伏見組同心御扶持并川方与力・同心御役

扶持并牢番共ニ手形三枚、米高貳拾八石余、廿一番御蔵河州米渡

ル、出役源五郎(海野)、

○右四ツ時相済罷帰、即刻のしめ・麻上下着用仕、源五同道、知恩

院へ罷越候、七之助・幸右・三郎兵も同道、知恩院門前町屋ニ而

上下着替、五人同道拜礼、木村宗右・石原内蔵助も落合、一同ニ

拜礼、但何茂のしめ・半上下、御香奠持参之体也、此方ハ二人共

ニ町奉行衆方御触無之候故、吉田兵右衛門挨拶ニまかせ、御法事

不存候分ニ仕、拜礼斗ニ而御香奠差上申候、

○右拜礼仕廻、すぐに本堂へ地役衆一同ニ参詣、御忌之体一覽申候、

本堂浅草寺観音堂ヨリ少セまし、ごう天井白木くりあげ、

小格子柱丸ク、金箔、太サさし渡し三尺、

知恩院ノ上ノ山
坂ヲ登リ、右ノ

方一心院二而休息ス、元知恩院共号、安井ノ向ニ梅本坊と云折佛所アリ、此所ニ而又休息、酒・茶なと給候、

仏前立花二瓶、源元上人ノ木像戸帳ノ内ニ見ユ、此外差而替事なし、参詣ノ男女多し、別而美女・若女群集夥敷、かつぎ其外衣類美を尽セリ、御忌を以当所ノ若女ノ器量くらべ、衣裳くらべと云、又弁当始とも云、

三輪懇意之体也、八ツ半時帰宅、

○御勘定奉行衆・吟味衆方年始之返書来ル、皆印判也、三人方へ連名之宛所也、肥後殿・筑後殿・播磨殿ハ裏印也、其外ハ皆御役印也、明日御役所へ持参仕候而、同役衆へも見せ候様ニ可仕旨申付、仙右衛門へ渡ス、

○大坂御金奉行深津八左より此間之返事来ル、成程手代・小揚春御給金之手形、此方方遣候案文之通宜候間、弥此通ニ相認、来月四日差越候様にと返事也、則仙右衛門へ渡ス、

廿五日

昨夜方雨天、今朝ニ至大雨不晴、御蔵相延申候、夕方晴ル、

○久下藤十方書状来ル、此間改儀之内、無札落印有之ニ付、手代一木嘉六へ可仰聞候趣早速申聞、不念之至致迷惑候、此上随分念入可申付候間、宜奉頼候由之文言ニ而、三人へ宛所ニ而墨判也、返書八月番権三郎一名を以申遣候、御状之趣被入御念致承知、則同役共へも申聞候由ニ書遣ス、勿論一藤十状并返書共ニ同役衆へ仙右衛門ニ渡シ廻し見せ申候、

○窪嶋作右納手代参候、先頃之書状早々江戸へ差遣、作右一覽、被得其意候、御勘定所へ相伺候上ニ而、再振ハ可被致之由被申候之由、手代茂左衛門申聞候、

廿六日

晴天、霞立、

○御役仕廻方越中守殿へ参、十之丞三逢、清太・源五兩人御切米御役料手形四通、手代・小揚御給金手形二通持参、御裏印之事相頼置候、附川勝勘右衛門殿知人ニなられ度由、十之丞へ頼置申候、即刻申遣候段、手紙ニ而申来候、

○両町奉行衆方三人方へ手紙、台徳院様御百廻之御忌、江戸にて御修行被仰付候、去廿日方御座候由ニ候、此段河内守殿各々へも申達候様ニと被仰候付、如是候、已上、則返事仕候、

○右御紙面ニ付、又々拜礼ニも罷出候哉と越守殿へ伺候処、其儀ニ及不申候、恐悦ニ出候事ハ、御法事無滞相済申候由申来候上之事、夫も江戸之御様子次第ニ而、只今ハ不相知候由被仰候、則同役衆へも申遣候、

○十四番 百式十俵納、小堀仁右衛門
十五番 三百六十九俵納、城州紀伊郡
廻し四合切レならし廻し 摂州嶋下郡

外 勿三俵

右出役源五郎

○三十番 八百十一俵納、五斗入 石原清左衛門

外 勿五拾式俵

同 七百廿七俵 同国 大島郡

右出役権三郎 外 勿五俵

廿七日

快晴、微暖、霞立、

○十一番 七百廿一俵 小堀仁右衛門
右出役源五郎 城州京廻り村々、

○今日清太出勤、但御所司・町奉行口を初、年礼ながら出勤之届ケニ被相廻候故、御役所へハのしめ・麻上下口而、八ツ時前ちよと被立寄候儘ニ而、出役ハ無之候、

○筑後守殿参府、江戸方御差止申来り候付、相延申候由、町奉行衆方手紙夕七ツ過來ル、

此状使之者候哉、源五方へ持参差置帰候、源方封之儘清太へ送り、清太方封之儘手紙そへ、此方へ被差越候間、

此方ニ而封切り披見、返事ハ仙右衛門ニ申付候、

拝借金証文清太一枚、源五一枚、支配之分一枚(但三名、此案文権三郎先頃差出候趣也、是ニ少々加筆有之被遣候、此三枚ヲ本紙(松崎正意)ニ通りツ、ニ写、一通ツ、相そへ、ハ三通、明廿八日昼九ツ時迄ニ筑後守殿へ可差出之由、奥印ハ両町奉行衆、御裏印ハ河内守殿(牧野英忠)被遊候間、御書損シ之用意之為、二通ツ、本紙したゝめ可出候由也、且又金子請取候儀ハ、来月五日三井組(一日)へ請取セ、為替を以此方町奉行衆へ金御請取候筈ニ、内々大坂奉行衆へ御申談置候間、銘々方金請取人差越候ニ及不申候、追而町奉行御わり付御渡し可被成候由也、
今晚中右手形したゝめそるへ置、明朝御役所ニ而二人衆印形被仕候様ニ可仕旨、仙右衛門ニ申付候、

廿八日 快晴、霞立、夕方曇、

○十一番 千百三拾六俵納 鈴木小右衛門(正興)
外勿四俵 摂州西成郡
□州河内郡(河)

右出役清太夫(奈佐)

○昨夜したゝめさせ申候定役二人□ハ、支配之者共拝借金証文、今日四ツ時源五持参(海野源五郎)、筑後守殿へ差□被申候処、先勘定方請取置候由、其後昼時過、勘定方方手代共呼ニ来り、仙右衛門罷越候処、一ノ字相除キ候様に申、証文返し候故、又々したゝめなをし、七ツ時前丹右衛門持参、勘定方へ渡しすミ申候、

廿九日 小雨、昨夜方于今不晴、依之御蔵延引、

○川勝勘右衛門殿方八ツ過手紙来ル、明後二日伊与守殿(坂倉勝造)へ年始為御振廻相番一同ニ被召呼候間、二日朝五ツ時前、加藤源四小屋迄参、申合可参候由申来ル、御切米御納米御座候へ共、清太出勤二候間、(奈佐清太夫)同役へ助相頼置、成程伺可申旨返事仕候、

○山下弥一郎方手紙、昨日申談候通、御天守下之御蔵羽目板敷等之鼠穴斗繕可申付之間、明朔日右御蔵戸前明させ候様ニ申来候間、心得之由返事仕、弥一郎手紙ハ清太へ渡し、来月番伊平太方へ申付給候様ニ申談候、即刻清太方伊平太へ被申付候、

○七ツ時前清太へ参、源五立合月番渡し訖、尤例之通月次御勘定帳、勘定相改致印形、清太へ帳三冊渡ス、御用銀箱ハ十二月晦日二清太へ預ケ候節、権三郎(松崎正意)・清太夫両封印之儘、其後ひらき不申候間、其節之封印之儘、すぐニ清太へ引渡し申候、鑑ハ明朔日清太出礼ニ而候間、先此方ニ預り置、明晩方引渡し候筈ニ申合候、
○来月四日御切米渡し、朝之内早ク仕廻、直ニ隙明キ次第、鳥羽・伏見へ水場見分ニ罷越候□ニ申合候、
○越中守殿組同心来り、明朔日雨晴候ハ、弥御切米渡しくれ候様ニ申来り候間、弥可相渡旨申遣候、

奈佐成功之覚(清太夫)

享保五年三月十五日方

一、御所司・町奉行衆ニ而大門明ケ候事、下座筵へ送り迎之事、極附之事、(忠固) 御所司松平伊御守 町奉行山口安房守 (直重)

一、御番頭・御目付・御所附衆・町奉行衆、御蔵奉行宅へ御見廻候事、

正徳四年八月方

一、参府之節、御講尺江出席、

享保四亥七月

一、地役人方別儀之御用被仰付候事并時服拜領之事、朝鮮人御用被仰

付御始也、

同七寅七月

一、御蔵手代小屋修復料ニ闕所銀御かし被下候事、

一、手代参府候節、昔ハ銀五枚ツ、旅扶持一倍斗被下候処、享保八

卯年九月十二日願相叶、一人ニ金五両ツ、二人ニ十兩被下候事、

- 一、小揚長屋御かし被下候事、享保七寅八月、
一、大宮通り御納米之牛車往来之事、松平紀伊守殿御所司之節方如是
罷成ル、

御廻月参詣之覺

十月十四日

五月八日

正月廿四日 知恩院^江

正月十日 養源院^江

四月晦日

四月廿日

四月十七日 南禅寺^江

広瀬六郎兵衛談話

御城内

一一三番御蔵ハ朝鮮人御用之道具入有之、御蔵方之御預リニ而、
御入用之度々ニ御代官衆へ渡シ、相濟候へハ、又々此方へ請取
入置候、近年御詰米増候ニ付、此御道具御代官へ渡し切り、御
米詰申候、八番も御道具蔵ニ而候処、近年御米蔵ト成ル、御花^{二丸}
畑ハ八年以來此方へ渡り、御米蔵ト成ル、十四・十五・十六・十七
ハ元来方御米蔵也、

解題 京都府立京都学・歴史館蔵「仮御役中日記」

杉谷 理沙

史料の概要

京都府立京都学・歴史館蔵「仮御役中日記」(資料管理番号：館古四六四)は、大番士の松崎権三郎正章による、享保一六年(一七三二)正月の一月月間にわたる御蔵奉行としての勤番日記である。^①冊子冒頭の記述によれば、御蔵奉行の奈佐清太夫が病気のため、松崎が「助」をつとめたとある。史料中には、御蔵に関わる業務についてだけでなく、蔵の構造や内容物、また御所の公開の様子なども記録されており、二条城内外の様子を知る上で貴重な史料である。

御蔵奉行と御蔵奉行仮役

「吏徴別録」によれば、二条城の御蔵奉行は寛永二年(一六二五)に置かれ、初めは三名であった。^②また『徳川実紀』によれば、同年、御蔵奉行二人が伏見城から二条城へ移管された^③とある。寛永二年は大番頭渡辺茂が二条城定番に任じられ、また伏見城定番であった春日左衛門・柘植三之丞が二条城御門番となった年であり、後水尾天皇の行幸が催されるに伴い、二条城が整備されていく中で、御蔵に関わる機構も整えられたと考えられる。御蔵奉行ははじめ京都町奉行所支配であったが、寛政二年(一七九〇)から勘定奉行支配へと変わった。^④また御蔵奉行は任命され江戸から赴任するが、京へ引越すのに際し金三〇両が下されたという。^⑤

『柳宮補任』二条御蔵奉行の項に「当時本役兩人、二条在番大御番ヨリ在役一人宛^⑥とあるように、二条城の御蔵は地役^⑦の御蔵奉行二名と、二条在番の一名による管理がなされていた。^⑧本史料記主の松崎は二条在番の大番士であるから、『柳宮補任』が言うところの「在役一人」にあたる。弘化二年(一八四五)の「吏徴別録」には「享保六年辛丑閏七月六日仮役始、大御番^⑨とあり、この大番からの在役一名を「仮役」と言い、またこのような管理体制が取られるようになったのは享保六年(一七二二)からであったことがわかる。

その初代は高井蔵人で、この年の二条在番である三番組(番頭は岡野成恒)に属した。なお、高井は「出役御蔵奉行」として任命されており、このときはまだ「仮役」とは呼ばれていない。^⑩ちなみに、大坂城の「御蔵奉行仮役」も享保七年から設置されており、京・大坂の「御蔵奉行仮役」は、享保の上方機構再編の一貫として設置された役職であったと考えられる。

この「御蔵奉行仮役」の具体的な職務は何か。本史料に、地役^⑪の御蔵奉行である奈佐清太夫が病気のため松崎が「助」をつとめたことから、史料中の松崎のように御蔵の運営に関わるのは特殊な例であったのかも知れない。実のところ、通常時の「御蔵奉行仮役」の職務は検討が及んでおらず判然としな^⑫いが、柴田純氏は目付のような役割ではないかと推測している。^⑬文政三年(一八二〇)の「二条在番手留」に、両大番頭が二条在番への出立に先立ち、仮役任命予定者について相談のうえ、老中へ「伺」と「仮役二条地役人江統無之儀書付」を提出している^⑭ことが見えるのは、御蔵奉行を監察するにあたり、両者の間に利害関係がないことを証明するためであろう。

松崎権三郎

本史料の記主・松崎権三郎は、実名を正章といい、この時(享保一五年四月(翌年四月))の二条在番である大番頭板倉勝清率いる一二番組に属した大番士であった。松崎は、享保一〇年(一七二五)に小十人組に入り、同年大番組へ番替をしている。^⑮「御番士代々記」には「京・大坂の宿直に参る事度々」とある。^⑯没年は元文五年(一七四〇)で、没するまで大番組に属したとすれば、二条在番としては享保一五年(一七三〇)と元文元年(一七三六)の二度、大坂在番としては享保一二年(一七二七)、一八年(一七三三)、元文四年(一七三九)の三度上方に在番したことになる。ほか、取人や代人(本組以外での在番)をつとめたか否かは定かでない。松崎は、享保一五年の二条蔵米売払の入札触に、六月・八月・十一月の担当者として見え、米売払入札に関わっていたことが知られる。

奈佐清太夫

奈佐清太夫は、正徳二年（一七一二）一〇月三日に二条御蔵奉行に補任された。¹⁵「京都万覚」¹⁶に「二条御蔵衆面々」として名が見え、午年（正徳四年（一七二四））段階で四九歳とあるため、補任された時点では四七歳、本史料の享保一六年には六六歳であった。その後、元文三年（一七三三）、七三歳までの長期間にわたり御蔵奉行をつとめている。また、奈佐の役料は米四〇石、切米は一五〇俵で、両町奉行の裏判証文により二条御蔵からこれを受け取っていた。¹⁸

本史料の巻末には奈佐の功績が挙げられている。多くは詳細不明だが、享保四年（一七一九）七月の「地役人方別儀之御用被仰付候事并時服拝領之事、朝鮮人御用被仰付御始也」とあるものが注目される。奈佐はこれ以前から朝鮮通信使の御用に携わっており、宝永七年（一七一〇）の「柳宮日次記」には、翌年の通信使来聘に際し、「朝鮮人来朝二付道中筋御用被仰付之」として、「御勘定」をつとめたとある。¹⁹朝鮮通信使に関しては、本史料の巻末に、一・二・三番蔵は朝鮮人御用のための道具を入れていたが、近年は詰米が増加してきたためこれらの道具を代官へ渡し、米の収蔵を専らとすることとしたとある。「二条御城内外御蔵数并糶大錢銅之事」²⁰には、「二之御丸有之 行幸御賄古御道具、是ハ朝鮮人来聘之節毎度御用ニ相立申候、正徳元卯年朝鮮人来聘之節、本国寺御賄方辻弥五左衛門・古川武兵衛・古川岡右衛門江相渡、御用ニ相立候品々之内、御屏風七双并真鍮銚子提ハ致返納、其外ハ不残御遣捨罷成候、右之外残御道具三輪市十郎并御蔵衆四人預リ」とあり、朝鮮通信使の御用に立てられた道具は、寛永の行幸時の古道具であったとし、正徳元年（一七一〇）の来聘時に使用された後、一部を除き廃棄あるいは御殿番三輪と御蔵衆の預かりとなったという。²¹宝永七年（一七一〇）に通信使の御勘定をつとめた奈佐が、その二年後に二条御蔵奉行に補任されたことと、それ以降も朝鮮人御用をつとめていることには、何らかの関連があるのかも知れない。

二条城の御蔵

飯島千秋氏によれば、二条城の御蔵は寛永の後水尾天皇による行幸に備えた一連の普請事業の中で修築され、正徳期（一七一〇―一六）頃には城内三ヶ所

に三棟一戸前、城外に二棟二戸前が存在した。また寛政二年（一七九〇）段階では城内に五棟一七戸前、城外に二棟二四戸前、証文蔵一ヶ所と縄藁入蔵一ヶ所が存在したという。²²御蔵の数が増加しているのは、本史料巻末に「近年御詰米増候ニ付」とあるように、米蔵としての需要が高まっていたためと考えられる。

本文中に「内之御蔵」「外御蔵」とあるように、二条城の御蔵は城内外に配置されていた。「内之御蔵」の配置は図1の通りである。各蔵には番付がなされ、各棟の近くに米見所（米見番所）が置かれた。なお、天明八年（一七八八）の本丸焼失以前は本丸内にも御蔵があったが、ここには金蔵と鉛蔵があり、あるいは鉄炮や弓、古木が置かれていたものの、米は収納されていなかった。²³

外御蔵は、図2の「御蔵屋敷」の部分に存在した。この空間の中に、図3に見えるような複数棟の米蔵や証文蔵、縄藁蔵、手代の詰所などが配置されている。帯には囲いが施され、東に惣御門、西に裏門が見える。東南の一角には「市小屋」（市場小屋、風呂屋舗とも呼ばれる）があり、ここでは入札の申し入れと開札が行われ、また幕臣が入城の手続きをする間の待機所、番衆宛荷物を受け渡し所としても利用された。²⁴

なお、図2の御蔵屋敷の北に見えるのが御蔵奉行の役宅である。奈佐や、本史料にもう一人の蔵奉行として登場する「源五」²⁵海野源五郎の屋敷も見える。御蔵屋敷の西には御蔵手代の屋敷も見える。また少し離れるが、御殿番三輪の屋敷の西隣には御蔵奉行仮交代屋敷がある。御蔵に関わる役の者は、御蔵屋敷周辺に居住し、これを管理していたことがうかがわれる。

以上簡単に概要を述べたが、二条御蔵奉行に関する研究は決して豊富とは言えず、また特に二条在番から出向する御蔵奉行仮役の職務は不明な点が多い。かれらは二条在番の組織としてのみならず、近世京都の財政や、地役人と上方在番との関係を考える上でも重要な存在である。後考を俟つこととしたい。

【注】

- (1) 翻刻には反映しなかったが、本書の表紙には「享保十六、京都蔵番日記」と、また冒頭の「仮御役中日記」の傍らに「江戸□□□□」と鉛筆書がある。また、「金沢蔵」という蔵書印が捺されているが詳細は不明。
- (2) 本史料に見える御所の公開については、山田洋一「江戸時代の「京都御所正月一般公開」——旗本の「二条城米蔵」仮御役中日記」から（京都府立総合資料館『総合資料館だより』一三八、二〇〇四年）参照。
- (3) 「史徴別録」下巻「布衣以下御目見以上」（国書刊行会編『続々群書類従』第七法制部、続群書類従完成会、一九六九年）。
- (4) 黒板勝美編『新訂増補国史大系第三九卷 徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九三〇年）寛永二年四月二日条。
- (5) 前掲注（3）。
- (6) 「史徴上」御目見以上（『続々群書類従』第七法制部）。「遠国御役人拝借金高書」（『復刻原本』海舟全集、第四巻吹塵録）下巻、原書房、一九六八年）。
- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』五（東京大学出版会、一九六五年、以下『柳補』）三〇頁。
- (8) 元離宮二条城事務所編『研究紀要元離宮二条城』（以下『紀要』）第三号に掲載した拙稿「近世後期における二条在番の生活」では、蔵奉行仮役は各組から一名ずつ任命されたとしたが、「二条在番手留」（神宮文庫蔵。『紀要』第三号に翻刻を掲載。以下「手留」）には両番頭が相談の上、堀田組の一名のみ仮役として見え、両組から一名の選出であったと考えられるため、ここに訂正する。
- (9) 国立国会図書館内閣文庫蔵「年録」（『柳宮日次記』、請求記号：833-1）享保六年閏六月六日条。
- (10) 柴田純「二条城番衆と京都」（元離宮二条城事務所編『令和三年度二条城歴史講座「記録」』、二〇二三年）。
- (11) 文政三年二月九日条。
- (12) 齋木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』第二（続群書類従完成会、一九六八年）。
- (13) 国立公文書館内閣文庫蔵「御番士代々記」大御番十一番（請求記号：152-0121）。
- (14) 京都町触研究会編『京都町触集成（岩波書店、以下『町触』）二巻（一九八四年刊）の三六一、三七一、三七七、三九四、四〇八。
- (15) 「年録」同日条および『柳補』。これ以前は勘定方であった。
- (16) 大阪経済大学日本経済史研究所蔵、安国良一「京都万覚（上）」（『経済史研究』二七、二〇二三年）に翻刻を掲載。所蔵元での文書名は「京都新銭座記録」（請求番号：735/K）。
- (17) 「年録」元文三年二月二十八日条および『柳補』。
- (18) 「同所御蔵詰米大豆并御役料御切米御扶持方定渡方之事」（岩生成一校訂・岡田信子ほか校訂『京都御役所向大概覚書』上巻（清文堂出版、一九七三年、以下『覚書』）一七九頁）。
- (19) 国立公文書館蔵「柳宮日次記」（請求記号：164-0017-0021）宝永七年三月二三日条。
- (20) 『覚書』上巻一七〇—一七二頁（引用箇所一七二頁）。
- (21) すなわち「仮御役中日記」の言う「近年」は正徳元年を指すと考えられる。
- (22) 飯島千秋「江戸幕府の米蔵」（『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇〇年）。
- (23) 拙稿「近世における二条城の番所」（『紀要』第四号、二〇二四年）の図2-2参照。
- (24) 『町触』一巻（一九八三年刊）の一三七八、一四六九、一四八五等。
- (25) 前掲注（8）拙稿参照。

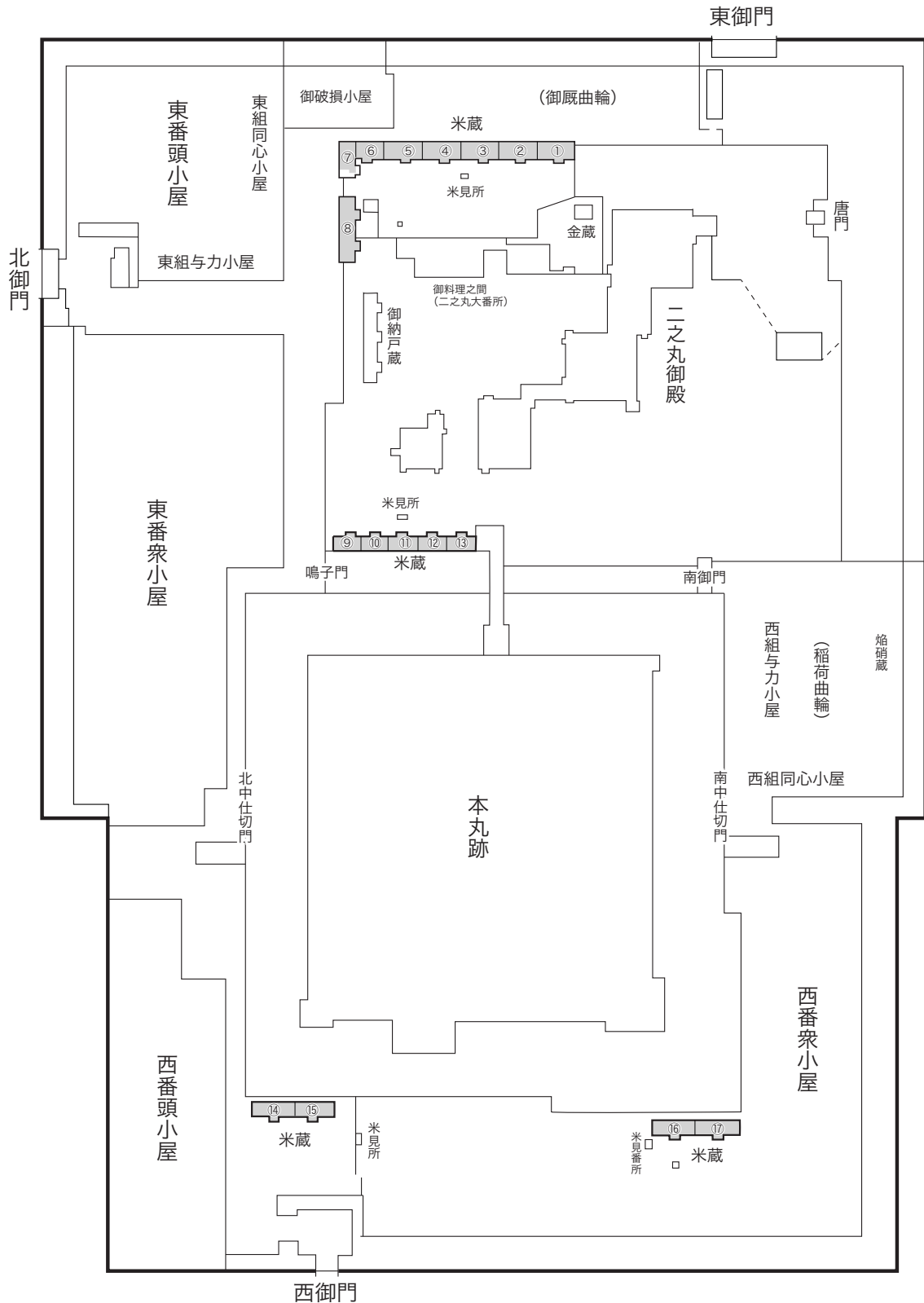


図 1 二条城内の御蔵の配置

天保 14 年（1843）の様子を描いた京都府立京都学・歴史館蔵「二条御城中惣絵図」（館古 023、中井家文書 160）を略図化。便宜上、米蔵に網掛けの上、各蔵の番付を示した。

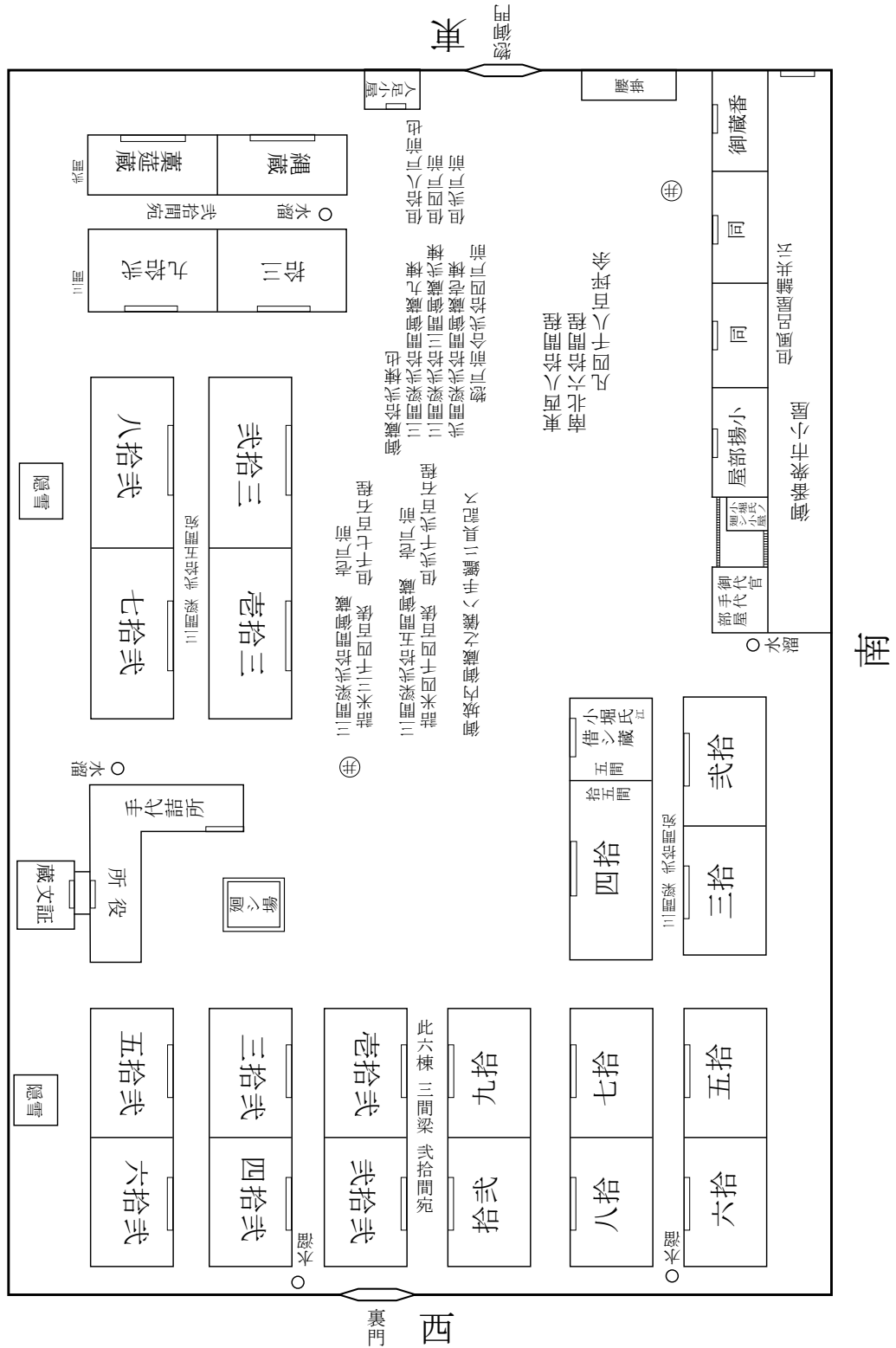


図3 二条城外の「御蔵屋敷」

中井家文書 92「二条外御蔵絵図」（谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』思文閣出版、2003年）をトレース。
 年未詳。図2の「御蔵屋敷」の内部にあたる。